

平成29年 第1回 高鍋町農業委員会 臨時総会 議事録

◎日 時 平成29年7月21日（金）

午後2時から

◎会 場 高鍋町役場 第3会議室

[事務局長]

事務局長の鳥井でございます。本日の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いたします。本日は、町長任命後最初の総会となります。農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に「委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する。」ことと定められております。先ず最初に、高鍋町副町長挨拶となっております。この会を招集していただきました町長におかれましては、業務のご都合でご出席いただけませんので、副町長よりご挨拶を賜ります。副町長よろしくお願いたします。

[副町長]

お疲れさまです。副町長の児玉です。先程申しましたが、町長がご挨拶申し上げるところですけれども、公務で出張しておりまして、わたしが代わりにご挨拶申し上げます。

まずは皆さま、農業委員会等に関する法律の改正後、はじめてご選出されました皆さま、ご就任おめでとうございます。大変課題山積ですけれども、高鍋町の農業発展のために、ご尽力をいただけますよう、よろしくお願いたします。

現在農業を取り巻く環境というのが、世界的にみましてもTPPの問題、EPAの問題、日本の農業の根幹がどうなるかというくらいの大変大きな問題となっているのかなと思っております。また国内に目をやりますと、担い手の不足の問題、耕作放棄地が増えているとか、その課題も深刻な問題ではなからうかと思っております。

その中で今回ご就任いただきました皆さま方におかれましては、今回の農業委員会等に関する法律の改正の内容にもあります、農地利用の最適化その部分が必須ということで定めておりますので、皆さまの今後のご活躍をご期待するところでございます。

我々町といたしましても、農業委員の皆さまと一緒に、農業者のために頑張っていきたいと考えておりますので、本日第1回目の総会ですが、忌憚のないご意見をいただきまして、高鍋町のために頑張ってくださいよう、

よろしくお願いをいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

[事務局長]

ありがとうございました。ここで副町長は所用のため、ご退席いたします。ありがとうございました。

それでは、次第に沿って進行をさせていただきます。みなさんもお承知かと思いますが、農業委員の任期は平成32年7月19日までの3年間となっております。委員は、農業委員会等に関する法律の改正により、今回から公募により選ばれた7名となっております。

それでは、会次第3の「自己紹介」をお願いいたします。

委員番号1番の方から順次自己紹介の方をお願いいたします。

[幸妻委員]

皆さんこんにちは。〇〇の幸妻と言います。この農業委員会自体には10年ぶり位かなと思いますが、昔と法律が変わったということで、新たな気持ちで頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

[永友委員]

こんにちは。永友清太と言います。〇〇で早期水稲とハウスでピーマンを栽培しております。農業委員はこれまで2期務めさせていただきました。新たな制度のもと、狭い町ですので、全員委員さん手を取り合って、一致団結して、町の農政発展のために尽力できればと思っております。よろしくお願いします。

[大福委員]

〇〇の大福裕子と言います。よろしくお願いします。わたしは早期水稲と飼料稲を概ね150a作付けしております。ほんの気持ちの農業しかしておりませんけれども、今回で2期目となります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

[二宮委員]

〇〇に住んでおります二宮です。現在無職でございます。よろしくお願いいたします。

[坂本委員]

〇〇に住んでいます。仕事の方は水稲と飼料稲が少し、ハウスの方で主にキ

ユウリがメインでやっております。今度新しく農業委員の改正がありましたので、更に気持ちも新しくして頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

[森委員]

皆さん、こんにちは。〇〇で森清一と言ひます。仕事はブロイラー一年間20万羽、それと約一町水稻を作付けしてあります。今年が3期目で、過去違うシステムで2期6年間過ごさせていただきました。今回から新たに農業委員法が変更まして、人員も減りまして、皆さんの協力を得てスムーズに、もちろん皆さんと協力しながら町の発展のために頑張っていきたいと考えてあります。よろしくお願ひします。

[宇治橋委員]

最後ですが、〇〇です。宇治橋俊美と申します。家でマンゴーを栽培してあります。農業委員は3期目でございます。皆さん7人、どうかよろしくお願ひします。

[事務局長]

ありがとうございました。では、続きまして、会次第4の「事務局の紹介」をさせていただきます。

皆さん、こんにちは。事務局長の鳥井と申します。今年で4年目となります。農業委員の改選につきましては、最初、事務局長に就任したときの7月に改選がございました。そのときは農業委員がどなたも変わらなく、前回の流れのまま次の体制に移りましたが、今回の農業委員会法の改正におきましては、大幅な組織改革がございました。今後どのような方法でやったらいいのかという方針を示されているところがございますので、その方針に従って、後ほど全員協議会でご一緒させていただきます農地利用最適化推進委員の方々と一緒になって、高鍋町の農地を守っていきたいと考えてありますので、よろしくお願ひいたします。

[事務局長補佐兼係長]

皆さん、こんにちは。事務局長補佐兼係長の三笠と申します。出身は〇〇です。よろしくお願ひいたします。担当は農業経営基盤強化促進法、それから農地移動適正化あっせん事業、それから予算補助事業、そういったものを担当してあります。皆さまのお手伝いをさせていただきたいと思ひます。よろしくお

願いいたします。

[主査]

こんにちは。3年目になります佐野と申します。よろしく申し上げます。家は〇〇〇〇の隣ですので、〇〇〇〇にお越しの際にはお寄りください。

わたしの職務といたしましては、農業者年金と農業新聞の加入推進です、それと農地に関しては3条と転用関係をいたしておりますので、またいろいろご相談に乗らせてください。よろしく申し上げます。

[事務局長]

それでは続きまして会次第5の「臨時議長の選出」でございますが、初総会のため会長が決まっておりますので、事務局より大福裕子委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは大福委員よろしく願いいたします。

[大福委員]

ご指名を受けましたので、会長が決定するまで、臨時議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

ただ今の出席委員は7名ですので、定数に達しておりますので、平成29年第1回高鍋町農業委員会臨時総会を開会いたします。ただちに本日の会議を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元にごございます配布した通りの、この順序にて審議を進めます。よろしく申し上げます。

日程第1「仮議席の指定」をいたします。

仮議席は、ただ今ご着席の議席といたします。

続きまして、日程第2「農業委員会会長の選出について」を議題といたします。

お諮りいたします。選出の方法につきましては、投票や指名推薦、立候補等がございますが、いかが致しましょうか。

[坂本委員]

よろしいでしょうか。わたし坂本ですけれども、立候補したいと思います。

[臨時議長]

ありがとうございます。ただ今、坂本弘志さんの方から立候補が1名ということですが、他にはいらっしゃらないですか。

他にないようですので、採決をしたいと思います。【異議なしの声有り】
それでは、坂本弘志委員を会長ということで賛成委員の方の起立を求めます。
ありがとうございます。起立全員と認めます。坂本弘志委員を会長に選出いたします。

ここで、暫時休憩いたします。ありがとうございました。

[臨時議長]

それでは、再開いたします。ただ今、会長が選出されましたので、農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づく報告いたします。

それではここで、坂本弘志新会長のご挨拶をお願いいたします。

[新会長]

今度会長になりました坂本弘志です。今回新しく改正になりまして、法律も変わりましたので、どうやって高鍋の農地を守っていこうかと考えながら、今回立候補をどうしようかと考えましたけれども、少しでも高鍋がより良い方向に進んでいけたらいいなと思ひまして立候補しました。皆さん1人1人の協力が大事になりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞ、よろしくお願ひします。

[臨時議長]

ありがとうございました。これをもちまして、臨時議長としての役目は終わりました。これより、新会長と交替をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

[事務局長]

ありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

[会長]

それでは、再開いたします。それではこれから議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは日程第3「高鍋町農業委員会副会長（職務代理者）の選出について」を議題いたします。

お諮りいたします。選出の方法につきましては、投票や指名推薦、立候補等がございしますが、いかが致しましょうか。

[森委員]

農業委員会の永友清太さんに副会長をお願いしたらいいかなと思っています。どうでしょうか。

[会長]

ただ今、永友清太委員を副会長に推薦したいとの意見がありましたが、他にございませんか。

他にはないようですので、採決によって決するというところでよろしいでしょうか。【異議なしの声有り】

それでは永友清太委員を副会長にすることに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、永友清太委員が副会長に選出されました。ここで、暫時休憩いたします。

[会長]

それでは、再開いたします。ただ今、副会長が選出されましたので、農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づく報告といたします。

ここで、永友新副会長のご挨拶をお願いいたします。

[新副会長]

永友です。思いもよらぬ推薦をいただき戸惑っているところですが、会長をしっかりと補佐し、会のしっかりした運営に、微力ながら頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

[会長]

ご挨拶ありがとうございました。ここで、暫時休憩いたします。

[会長]

それでは、再開いたします。次に日程第4「議席の指定」を議題とします。

本件につきましては、高鍋町農業委員会会議規則第5条の規定により、委員の議席は町長が任命した後最初の会議において抽選によって定めることになっておりますので、抽選により決定したいと思います。

なお、会長は8番、副会長は7番とし、4番は欠番と致したいと思います。これにご異議ございませんか。【異議なしの声有り】

異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

それでは、ただちに抽選を行います。最初に、予備抽選を行います。これは、

本抽選を行う順番を決めるもので、五十音順で行いますので、よろしくお願
いたします。

[事務局長]

まず宇治橋委員です。何番ですか。

[宇治橋委員]

5番。

[事務局長]

続きまして、幸妻委員です。

[幸妻委員]

3番。

[事務局長]

続きまして、大福委員です。

[大福委員]

4番。

[事務局長]

続きまして、二宮委員です。

[二宮委員]

2番です。

[事務局長]

森委員です。

[森委員]

1番。

[事務局長]

では、本抽選に移ります。本抽選に書いてある番号が議席番号となります。

1番、森委員。

[森委員]
3番です。

[事務局長]
二宮委員。

[二宮委員]
6番です。

[事務局長]
幸妻委員。

[幸妻委員]
2番。

[事務局長]
続きまして、大福委員。

[大福委員]
1番です。

[事務局長]
続きまして、宇治橋委員。

[宇治橋委員]
5番。

[会長]
本抽選洩れはございませんか。
本抽選洩れはないと認めます。
これをもちまして、本抽選は終了いたしました。
それでは、抽選の結果を報告いたします。
ここで、暫時休憩いたします。

[会長]

それでは、再開いたします。

それでは、議席番号を発表いたします。

1 番 大福裕子 委員、 2 番 幸妻正浩 委員、
3 番 森 清一 委員、 5 番 宇治橋俊美 委員、
6 番 二宮國光 委員、 7 番 永友清太 委員、
8 番 坂本弘志 委員

以上のとおり、議席が決定いたしました。

それでは、議席の移動をお願いいたします。以上をもちまして、日程第 4 を終了いたします。暫時休憩をいたします。

[会長]

それでは、再開いたします。日程第 5 「議事録署名委員の指名」をいたします。本件は、議長指名といたします。

1 番 大福裕子委員、2 番 幸妻正浩委員を指名いたします。

書記につきましては事務局 三笠浩三局長補佐を指名いたします。

続きまして、日程第 6 「会期」についてお諮りいたします。

平成 29 年第 1 回高鍋町農業委員会臨時総会の会期につきましては、別記のとおり本日、7 月 21 日の 1 日間とすることにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日限りといたします。

続きまして、日程第 7 議案第 31 号「一般社団法人宮崎県農業会議普通会員の指名について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局に求めます。

[事務局長]

4 ページをお開きください。議案第 31 号「一般社団法人宮崎県農業会議普通会員の指名について」でございます。

一般社団法人宮崎県農業会議普通会員の指名について、一般社団法人宮崎県農業会議定款第 6 条第 4 項の規定により、その普通会員に高鍋町農業委員会会長を指名いたします。

このことは、全国の都道府県に農業会議が設置されていますが、その普通会員に会長が就任されることについての提案でございます。

以上です。

[会長]

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はございませんか。
それでは、ご意見・ご質問はないようですので、採決いたします。
本件を原案のとおり、承認することに賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって、本件は原案どおり決定されました。

続きまして、日程第8 議案第32号「高鍋町農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取り扱いについて」を議題といたします。提案理由の説明を事務局に求めます。

[事務局長]

5ページをお開きください。議案第32号「高鍋町農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて」。6ページに提案理由がございます。

提案理由。農業委員会事務局職員の任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会が行うこととなっておりますが、その日程等については町長部局により実施されます。農業委員会事務局職員に関する異動が生じた場合は、総会を開催し、承認を得るべきでございますが、時期によっては総会開催が困難な場合が想定されます。そのため、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3カ年の任免については、会長に一任するとともに、事後の総会において内容を報告するものといたします。以上、提案いたします。ご審議の程、よろしく願いいたします。

[会長]

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はございませんか。
それでは、ご意見・ご質問はないようですので、採決いたします。
本件を原案のとおり、承認することに賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって、本件は原案どおり決定されました。

以上で、本日の臨時総会の全日程を終了いたしました。

これもちまして、平成29年第1回高鍋町農業委員会臨時総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(閉会14時36分)

高鍋町農業委員会会議規則第10条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 番

署名委員 2 番